健康づくり

リズム体操で楽しく健康づくり

健康課☎725・5422

○日時　10月27日（金）午後1時30分～3時30分
○講師　日本体育協会公認スポーツトレーナー・伊藤啓子氏
○会場　ぱ・る・るプラザ町田6階・多目的スタジオ「クレスト」（東急ハンズ隣り）
○定員　20人
※ご希望の方には体脂肪測定を実施します。運動できる服装と靴をご用意下さい。
※既往症のある方は、主治医と相談の上ご参加下さい。

薬の街頭相談

健康課☎725・5471

東京都薬剤師会町田支部の協力で、普段使用されている薬についての相談を行います。直接会場へおいで下さい。
家庭にある救急医薬品についての相談にも応じます。希望する方はお持ち下さい。
○日時　10月19日（木）午前10時～午後3時
○会場　町田ターミナル市民広場（東急ハンズ横）

食品衛生実務講習会

直接会場へおいで下さい。
○対象　営業を営んでいるお店の食品衛生責任者・調理従事者等
○対象施設　A講習会＝①仕出し屋②弁当屋③すし屋④集団給食施設▽B講習会＝A講習会該当以外
○日時　A講習会＝11月22日（水）午後2時～4時▽B講習会＝10月25日（水）午後2時～3時30分
○会場　町田保健所1階講堂

保健所

■☎722・0621

お知らせ ご案内

街頭労働相談

今月は労働相談強調月間です。賃金や退職金、転職等についての相談をお受けします。直接会場へおいで下さい。
○日時　10月20日（金）午前11時～午後3時
○会場　JR横浜線町田駅前まちだ東急横広場
○担当機関　東京都八王子労政事務所、八王子労働基準監督署町田支署、八王子社会保険事務所、町田公共職業安定所、東京都八王子技術専門校ほか
問商工観光課☎724・2129

生ごみ堆肥化容器販売しています

年々、増え続ける家庭の生ごみ。生ごみを減量し堆肥として活用させるため、市では生ごみを堆肥に変えられる容器を販売しています。見本品は、リサイクル文化センターにあります。
○申し込み　ハガキに住所・氏名・電話番号と希望のタイプと個数（2個まで）を明記し、環境総務課（〒194－002811、下小山田町3160、リサイクル文化センター内、☎797・7112）へ。

町田市公共下水道事業計画変更認可（案）関係図書の縦覧

町田市公共下水道事業計画変更認可（案）の関係図書を縦覧に供します。
今回の変更は、町田処理区（金森、木曽町、根岸町、矢部町の各一部）、鶴川処理区（下小山田町、常盤町、小山町の各一部）、川崎処理区（能ヶ谷町の一部）を追加するものです。
縦覧期間中、関係住民及び利害関係人は町田市長に対して意見書を提出することができます。
○期間　10月12日～26日（土・日曜日は除く）
○時間　午前8時30分～午後5時
○縦覧場所　下水道部下水道総務課（町田下水処理場内）、鶴見川クリーンセンター
問下水道総務課☎720・1811

建設廃棄物の適正処理講習会

建設工事から出る廃棄物はどの様に処理したらよいのか、適正に処理するために役に立つ講習会を開催します。
○対象　建設業者の方
○日時　11月1日（水）午後2時～4時
○会場　健康福祉会館ホール
○申し込み　10月24日までに氏名・会社名・連絡先を、FAXで東京都環境局廃棄物対策課（☎03・5388・3581、FAX03・5388・1381）へ。
※駐車場はありません。
問環境保全課☎724・2711

粗大・不燃ごみ処理施設改修工事を行います

粗大・不燃ごみ処理施設の改修工事のため、次の期間、粗大・不燃ごみ処理ができません。
皆さんには大変ご迷惑をおかけいたしますが、この間は粗大・不燃ごみの搬入をしないようご協力お願いします。
○工事期間　10月29日（日）～11月20日（月）
問清掃工場☎797・9616

催し ご参加を

ひとり親家庭の子育て井戸ばた会議

日ごろの子育ての疑問や悩みを専門家も交えて仲間どうしで話し合います。
○期日　11月12日（日）
○時間　午後1時30分～4時
○会場　町田市民フォーラム
○定員　50人
○申し込み　電話で10月20日までに社会福祉協議会（☎722・4898）へ。
※託児の必要な方は、申し込み時にお申し出下さい。

社会保険街頭相談を開催

10・11月は、「国民年金制度推進月間」です。
市と八王子社会保険事務所では、街頭相談所を設け、国民年金制度に関する一般的な相談や厚生年金保険、健康保険についての相談をお受けします。
○日時　10月18日（水）午前10時～午後4時
○会場　町田ターミナル市民広場（東急ハンズ横）

保険料免除制度があります

～申請される方はお早めに～

経済的理由等で保険料を納めるのが困難なときは、保険料免除制度がありますので、ご相談下さい。また、平成11年度の免除申請が承認された方で、平成12年度も免除申請を希望される方は、再度提出が必要ですので早めに申請して下さい。

学生納付特例制度があります

学生の免除制度は、平成12年度から本人の所得が一定額以下であれば保険料の納付を要しないこととなりました（納付特例制度）。
この制度をご希望する方は、学生証または、在学証明書と認印をお持ちいただいて早めに申請をして下さい。
問八王子社会保険事務所☎042６・26・3511、市役所国民年金課☎724・2127

未来へつなぐ国民年金

ご利用下さい 中小企業融資制度

市内の中小企業者（市内で1年以上同一の事業を営んでいる法人または個人）の事業資金の調達のため、市と取扱金融機関との提携及び信用保証機関の協力により実施するものです。
取り扱いは次の金融機関の町田市内にある支店で行なっています。
○取扱金融機関　八千代・横浜・さくら・富士・第一勧業・東京都民・住友・あさひ・大和・東日本の各銀行、城南・横浜・東調布の各信用金庫、町田市農業協同組合（個人のみ、融資限度額800万円）合もあります。
※金融機関、信用保証機関の審査により、融資できない場

町田市中小企業融資制度概要

種類	限度額	利率	融資期間・返済方法	保証人
運転資金	1,000万円	年利2.7%（2.0）	5年以内（6か月の据置期間を含む）割賦返済	個人…1人以上 法人…2人以上 （うち1人は代表者個人の連帯保証を必要） ただし、緊急資金の申し込みをする小規模企業の方で、現在小規模企業特別資金を返済中の場合 個人…原則不要 法人…代表者個人
設備資金			7年以内（6か月の据置期間を含む）割賦返済	
店舗改造資金		年利3.0%（2.3）		
公害防止資金			7年以内（12か月の据置期間を含む）割賦返済	
緊急資金	500万円	年利2.7%（2.0）	5年以内（6か月の据置期間を含む）割賦返済	個人…原則不要 法人…代表者個人
小規模企業特別資金				

※現在、この制度を利用している方も、緊急資金の申し込みができます。ただし、緊急資金の返済中に緊急資金の申し込みはできません。
※この制度は、信用保証機関（保証協会または基金協会）の保証が必要です。
また、信用保証機関の指示により上表の他に保証人を要することもあります。
※保証協会または基金協会の保証料の1／2を融資時に補助します。（ ）内利率による額を年2回に分け補助します。

生ごみ堆肥化容器一覧

タイプ	容量（リットル）	特徴	価格（送料・税込み）
A	130	地上型のスタンダードタイプです。	2500円
B	70	地上型で小型サイズの角型タイプです。	2500円
C	170	地中型で投入蓋以外はすべて土に埋設します。	5000円
N	120	地上型で取出口が付いているため、堆肥の取り出しができます。	2500円
T	18.3	EM菌をふりかけ発酵させる地上型で2個セットです（発酵資材＝EM菌3袋付き）。	2500円

○申し込み　ハガキに住所・氏名・電話番号と希望のタイ

軽自動車・二輪車等 名義変更・廃車等の手続きはお済みですか？

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます。
所有する軽自動車・二輪車等を譲渡したり、廃車したとき、または盗難にあったときは、必ず名義変更や廃車手続きをして下さい。この手続きをしないと車はなくなったのに税金はいつまでも元の所有者に課税されることになります。
これらの手続きに関する問い合わせ先は次のとおりです。
●軽四輪自動車＝軽自動車検査協会多摩支所（☎042・525・4360）
●126cc以上のバイク＝多摩自動車検査登録事務所（☎042・523・2455）
●125cc以下の原動機付きバイク＝市役所市民税課（☎724・2113）
軽四輪自動車と126cc以上のバイクは、名義変更や廃車手続きのほかに、税申告の手続きも必要です。
また、名義変更や廃車手続きを代理人等に依頼した場合は、必ず事後の確認をして下さい。

10月11日～17日は違反建築防止週間

建てる前にまず相談を

10月13日に一斉公開建築パトロールを実施

10月11日から17日までは「違反建築防止週間」です。
市では、明るく住みよいまちづくりを目指し、違反建築の防止に全力をあげています。
違反建築の発生件数は減少してきましたが、まだ一部にルール違反をする人がいます。
建物を新築する場合はもちろん、増改築をする場合も自分勝手な判断をしたり無届けで工事をしたりすることなく、次の事項を守りましょう。
○「確認申請書」を提出して建築主事または指定確認検査機関の「確認済証」の交付を受けてから建築しましょう。
○工事監理者を定め「確認済証」の図面どおりに建築しましょう。
○「建築基準法による確認済」の表示板を、工事現場の見やすい所に掲げましょう。
○特定工程に達した建物は「中間検査」が必要です。
○工事が完了したら4日以内に「完了検査申請書」を提出して完了検査を受けましょう。
みんなで違反建築のない住みよいまちをつくりましょう。
問建築指導課☎724・2162